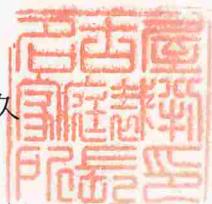


名家裁総第1322号

令和2年9月7日

山 中 理 司 様

名古屋家庭裁判所長 戸 田 久



司法行政文書開示通知書

4月10日付け（同月13日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

(1) 4月17日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う裁判所の業務継続を確保するための事務処理態勢の整備について」（司法記者クラブ加盟社宛）（片面で2枚）

(2) 「○家事手続案内について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課文書係 電話052-223-0995

令和2年4月17日

司法記者クラブ加盟社 各位

名古屋高等裁判所事務局総務課

名古屋地方裁判所事務局総務課

名古屋家庭裁判所事務局総務課

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う裁判所の
業務継続を確保するための事務処理態勢の整備について**

内閣総理大臣による緊急事態宣言の対象地域が4月16日に拡大されたこと及び愛知県知事から外出自粛の要請が出されていることを踏まえ、名古屋高等裁判所、名古屋地方裁判所（支部を含む。）及び名古屋家庭裁判所（支部を含む。）並びに名古屋地裁管内簡易裁判所においては、4月17日から5月6日までの間、その役割を維持するために必要な業務等を継続し、その他の業務は縮小又は中断することとし、これらを踏まえた人員態勢を組むこととしましたので、お知らせいたします。

具体的な事務処理態勢については、別紙のとおりです。

(別紙)

文書の受付に関する事務については継続することとし、次の事務については、個々の事案ごとに判断することとなるが、原則として継続することとする。

- (1) 民事事件においては、保全、DV事件及び人身保護に関する事務、特に緊急性のある執行、倒産及び抗告事件に関する事務のほか、これらの業務を継続するために必要な範囲の訟廷事務
- (2) 刑事事件においては、令状に関する事務、医療観察事件、準抗告事件及び在庁略式事件に関する事務、被告人が身柄拘束されており、審理を行う必要性が高い事件に関する事務のほか、これらの業務を継続するために必要な範囲の訟廷事務
- (3) 家事事件においては、保全事件等の緊急性の高い事務のほか、これらの業務を継続するために必要な範囲の訟廷事務及び調査事務
- (4) 少年事件においては、身柄事件の審判関係事務や、観護措置手続に関する事務のほか、これらの業務を継続するために必要な範囲の訟廷事務及び調査事務

なお、これらの事務処理態勢は、状況を踏まえて変更することがあり得る。

以 上

○家事手続案内について

家事手続案内については、愛知県に政府の緊急事態宣言が発令されている期間中、原則として、行わない取扱いとされています。

ただし、審判前の保全の申立て等に関するものなど、急を要する事情がある場合には、ご相談ください。